

富士見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件费率	(参考)
	(28年1月1日)	A		B	B/A	26年度の人件费率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
27	15,012	7,632,250	312,204	1,161,807	15.2	15.2

平成27年度決算

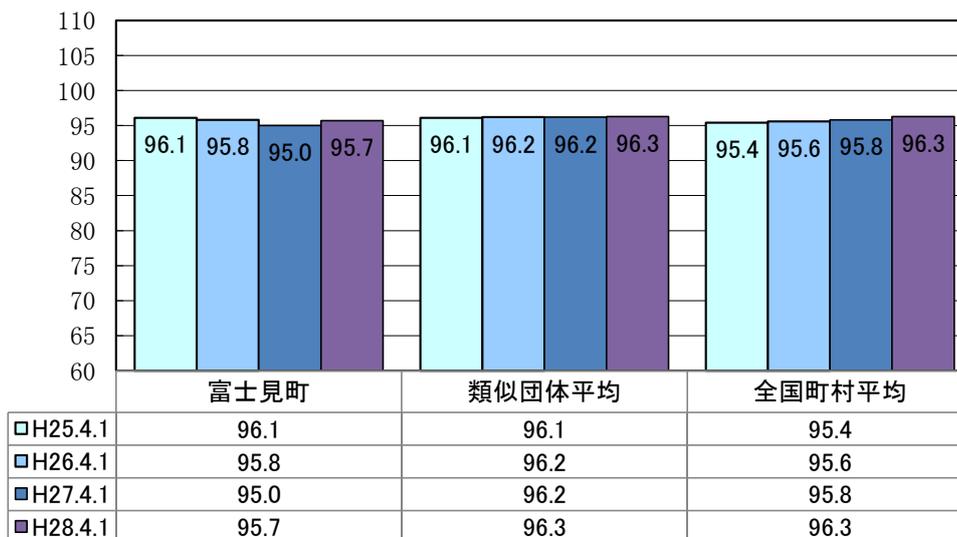
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27	145	477,884	57,413	179,903	715,200	4,932	5,602

平成27年度決算

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。(富士見町該当なし)

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年ラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げを行わない。高齢層については、最大で4%程度引下げる。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見町	41.8 歳	307,930 円	344,969 円	335,155 円
長野県	45.3 歳	338,946 円	400,134 円	374,884 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.6 歳	307,088 円	353,782 円	329,459 円

平成28年給与実態調査

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区分	富士見町	長野県	国	
一般行政職	大学卒	176,700 円	186,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	151,500 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	272,400 円	359,300 円	370,400 円	394,400 円
	高校卒	230,700 円	317,000 円	344,500 円	372,800 円

平成28年給与実態調査

3 一般行政職の級別職員数等の状況

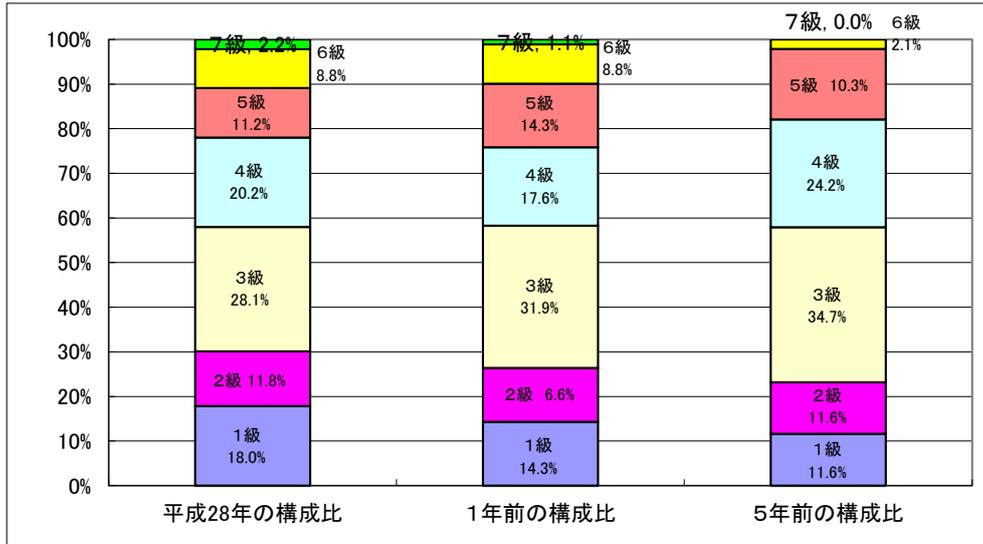
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(28年4月1日現在)

平成28年給与実態調査

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	雇員・主事の職務	16 人	18.0 %	140,100 円	246,100 円
2 級	主任の職務	11 人	12.4 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主査の職務	25 人	28.1 %	226,400 円	348,800 円
4 級	副主幹の職務	18 人	20.2 %	259,900 円	379,800 円
5 級	主幹の職務	10 人	11.2 %	286,200 円	391,800 円
6 級	副参事の職務	7 人	7.9 %	317,000 円	409,000 円
7 級	参事の職務	2 人	2.2 %	361,300 円	443,700 円

(注) 1 富士見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年1月1日の昇給より、勤務成績の結果を反映

昇給号俸数

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
特定幹部職員	8以上	6	3	2	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
55歳以上職員(特定・一般)	2以上	1	0	0	0

特定幹部職員とは、5級以上の管理職職員

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見町	長野県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,457 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,678 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%) 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(15~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(10~25%)

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成27年12月の勤勉手当			成績率については、勤務成績の結果により、条例に定められた支給限度額の範囲内で、その都度、率を決めている。
成績率			
成績区分	一般職	特定幹部職員	
特に優秀	93/100	112/100	
優秀	83/100	102/100	
良好	73/100	91/100	
やや良好でない	63/100	82/100	
良好でない	53/00	72/100	

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

富士見町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.45 月分	25.556 月分	勤続20年	20.45 月分	25.556 月分
勤続25年	29.15 月分	34.58 月分	勤続25年	29.15 月分	34.58 月分
勤続35年	41.33 月分	49.59 月分	勤続35年	41.33 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 4,345 千円 20,779 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (28年4月1日現在)

富士見町では支給していない

(4) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	—				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	—				円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	—				%
手当の種類(手当数)	3				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫作業手当	作業をした職員	伝染病防疫処理作業	— 千円	1日500円以内	
行路死病人取扱作業手当	作業をした職員	行路死人の処理作業	— 千円	1回3,000円以内	
〃	〃	行路病人の処置作業	— 千円	1回1,000円以内	
特地勤務手当	町長が定めた勤務地に勤務する職員		— 千円	月額9,000円以内	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	15,688 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	108 千円
支給実績(26年度決算)	15,743 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	106 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給、支給額は別記	同じ		千円 12,200	円 196,774
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給、支給額は別記	同じ		千円 6,514	円 250,538
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用しその運賃を負担することを常例とする職員、自動車等を利用することを常例とする職員で片道の距離が2.0km以上のもの、支給額は別記	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる。交通機関利用者の加算あり	千円 3,580	円 38,494
宿日直手当	正規の時間外又は休日に宿日直を命じられた職員に支給 支給額は別記	同じ		千円 517	円 4,200
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に支給 支給額は別記	異なる	支給区分・金額が異なる	千円 8,759	円 398,136
寒冷地手当	冬期間の暖房費用等の増加分補填する主旨で11月～3月までの間支給 支給額は別記	同じ		千円 8,056	円 54,802

①扶養手当の支給額

扶養親族等の区分	手当の額
配偶者	月額13,000円
子・孫・父母・祖父母・弟妹・重度心身障害者	1人につき月額6,500円(配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)
教育加算	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の4月1日から、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子については、月額5,000円を加算

②住居手当の支給額

区分	手当の額
借家等	○家賃月額23,000円以下 [家賃相当額]-12,000円 ○家賃月額23,000円超 ([家賃相当額]-23,000円)÷2+11,000円 但し、限度額27,000円

③通勤手当の支給額

区分	手当の額
交通機関利用者	○1ヶ月あたりの運賃相当額30,000円以下 [運賃相当額] ○30,000円超 ([運賃相当額]-30,000円)÷2+30,000円 但し、限度額35,000円
交通用具利用者	距離に応じ月額1,380円～24,000円(限度額)を支給 0.1kmごと区分

④宿日直手当の支給額

区分	手当の額
通常	1回 4,200円
5時間未満	1回 800円

⑤管理職手当の支給額

区分	支給割合(給料月額に対する割合)
課長級(参事・参与)	月額 52,300円
課長級(課長)	月額 49,900円
専任課長級(主幹)	月額 31,600円

⑥寒冷地手当の支給額

区分	手当の額
扶養親族のある世帯主	月額 17,800円
扶養親族のない世帯主	月額 10,200円
上記以外	月額 7,360円

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	707,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円/ 543,200 円
	副町長	592,000 円 ()	673,000 円/ 486,000 円
報 酬	議 長	288,000 円 ()	375,000 円/ 230,000 円
	副議長	224,000 円 ()	310,000 円/ 180,000 円
	議 員	201,000 円 ()	290,000 円/ 157,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(27年度支給割合) 3.15 月分	
	議 長 副議長 議 員	(27年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	[給料月額]×[在任月数]×42.5/100 14,423千円 任期ごと	
備 考		[給料月額]×[在任月数]×25.4/100 7,218千円 任期ごと	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

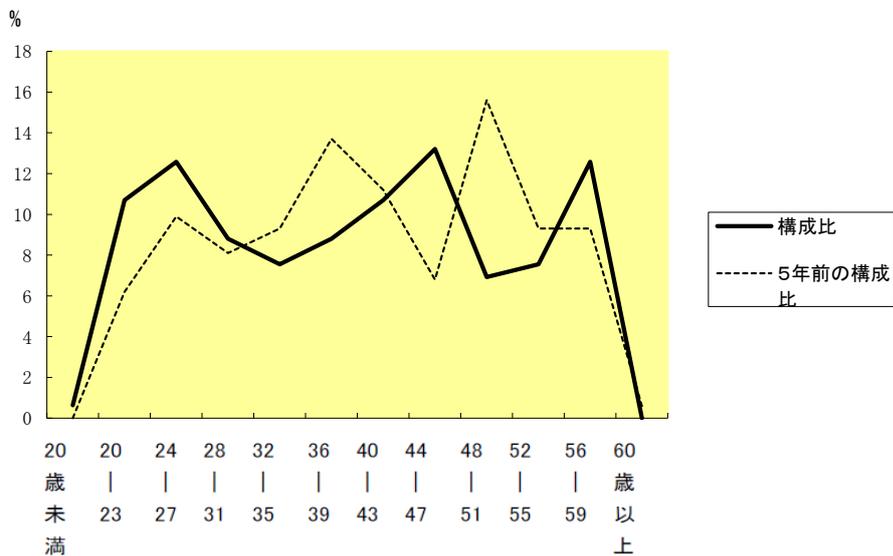
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	26	26	0	
	税務	14	14	0	
	労働			0	
	農林水産	13	13	0	
	商工	6	5	△1	人員見直しによる減
	土木	9	9	0	
	民生	46	45	△1	人員見直しによる減
	衛生	11	10	△1	人員見直しによる減
	計	126	123	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.93 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.98 人)
	教育部門	22	22	0	
	消防部門				
	小 計	148	145	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.63 人)
公営 企業計 等部門	水道事業	7	7	0	
	下水道事業	3	3	0	
	国保	4	4	0	
	小 計	14	14	0	
合 計		162	159	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.36 人
		[222]	[222]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1	17	20	14	12	14	17	21	11	12	20	0	159

平成23年・平成28年給与実態調査

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	121	122	125	126	126	123	+2(1.6%)
教育	26	24	23	22	22	22	△4(△15.3%)
消防							
普通会計計	147	146	148	148	148	145	△2(△1.4%)
公営企業等会計計	14	13	14	14	14	14	
総合計	161	159	162	162	162	159	△2(△1.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 26年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
27年度	504,487	99,485	33,896	6.7	7.3

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与 B/A	(参考) 全国平均一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	7	23,506	2,082	8,308	33,896	4,842	6,190

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。(富士見町該当なし)

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	36.0 歳	278,939 円	394,897 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(27年度)	1人当たり平均支給額(27年度)
1,168 千円	1,464 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(28年4月1日現在)

水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	(支給なし)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	-			%
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
薬物取扱手当	水道事業職員	施設の維持管理作業	— 千円	月額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	593 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	99 千円
支給実績(26年度決算)	402 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	67 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(28年4月1日現在)

一般会計と同じ

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
27年度	996,899	246,673	19,747	2.0	1.9

区分	職員数 A 人	給 料 職 員 手 当 与 給 料 職 員 手 当 期 末 ・ 勤 勉 手 当 計 B				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)全国平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
27年度	3	13,702	687	5,358	19,747	6,582	6,129

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	48.0 歳	383,133 円	555,410 円
団体平均	43.6 歳	343,506 円	511,273 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,880 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,447 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(28年4月1日現在)

下水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	(支給なし)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	—		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	—		%
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算) 左記職員に対する支給単価
下水道業務手当	下水道事業職員	施設の維持管理作業	— 千円 月額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	177千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	59千円
支給実績(26年度決算)	201千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	67千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(28年4月1日現在)

一般会計と同じ